

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

令和7年8月18日

月 曜 日

第5413号

目次

公安委員會規則

- 富山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 1

告 示

- 特定第2号漁業者に係る共済契約締結申込みの同意 6
○富山海区における区画漁業の漁場計画の変更

公安委員會規程

- 富山県公安委員会の事務の専決に関する規程の一部を改正する規程 13

公 告

- 物品等の売却に係る一般競争入札の実施

規則

富山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年8月18日

富山県公安委員会委員長 川端 雅彦

富山県公安委員会規則第7号

富山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

富山県道路交通法施行細則（昭和47年富山県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第18条第3項第1号中「住民票の写し」の次に「、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードの表面の写し」を加え、同項第3号ただし書き中「写し」の次に「又は法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カード(以下「マイナ免許証」という。)に記録された運転免許に関する電磁的記録情報を確認できる書面」を加える。

第19条を次のように改める。

第19条 削除

第27条第1項第4号中「免許情報記録個人番号カード（以下「マイナ免許証」という。）」を「マイナ免許証」に改める。

様式第4号、様式第5号及び様式第7号中「又は車両番号」を「若しくは車両番号又は車台番号」に改める。

様式第12号を次のように改める。

様式第12号（第18条、第23条関係）

※管理 番号	警察署	安	管	部	会
安全運転管理者に関する届出書					
富山県公安委員会 殿					
安全運転管理者を ☐ 選任、 ☐ 解任					
届出事項 (☐ ① ☐ ③) を変更					
① 届出者の氏名 又は法人の名称 及び代表者の氏名					
住所					
お届けします。(電話番号 - -)					
② 安全 運 転 管 理 者	選任年月日	年 月 日		資 格 要 件	☐ ア 運転の管理経験2年以上
	フリガナ				☐ イ 公安委員会の教習終了者で運転の管理 経験1年以上
	氏 名				☐ ウ 公安委員会の認定
	生年月日(年齢)	年 月 日 (歳)		運転免許の有無	(注) 年齢20歳以上の者。ただし、副安全運転管理者を 設ける事業所については30歳以上の者。 ☐ ア 有 ☐ イ 無
	職務上の地位			勤務態様	☐ ア 日勤 ☐ イ 隔日 ☐ ウ 他 ()
③ 自 動 車 の 使 用 の 本 拠	事業所の名称			副安全運転 管理者の有無	☐ ア 有 (人) ☐ イ 無
	事業所の所在地			電話番号 F A X	
	業 種 別			☐ ア 官 公 署 ☐ イ 公社公団等 ☐ ウ 農 業 ☐ エ 林 業 ☐ オ 漁 業 ☐ カ 鉱 業 ☐ キ 建 設 業 ☐ ク 製 造 業 ☐ ケ 卸・小売業 ☐ コ 不動産業 ☐ サ 金融・保険業 ☐ シ 運 輸 業 ☐ ス 電気・ガス業 ☐ セ 通 信 業 ☐ ソ サービス業 ☐ タ その他	
	使用 車 両	自動車の 種 類	乗 用 貨 物	大 小 大 普 計	大 小 大 普 計
	台 数	大 中 準中 普 軽	大 中 準中 普 軽	大 中 準中 普 軽	大 小 大 普 計
運 転 者 数	免許の種類	大 中 準中 普 大 特	小 特 大 普 計	大 小 大 普 計	大 小 大 普 計
	一 種 二 種 一 種 二 種 準中 一 種 二 種 一 種 二 種	小 特 大 普 計	大 小 大 普 計	大 小 大 普 計	大 小 大 普 計
	人 員	大 中 準中 普 大 特	小 特 大 普 計	大 小 大 普 計	大 小 大 普 計
④ 前安全運転管理者	解任年月日	年 月 日		氏 名	
	解任事由	☐ ア 死亡 ☐ イ 退職 ☐ ウ 転任 ☐ エ 解任命令 ☐ オ その他 ()			
⑤ 安全 運 転 管 理 者 の 略 歴	勤 務 期 間	勤 務 所 名		職 名	⑥ 変 更 前
	. . から . . まで				
	. . から . . まで				
	. . から . . まで				
備 考					
◎本書(2通)のほか、次に掲げる書類各1通を添付する。 1 資格要件がアの場合…自動車の運転管理経歴書 ウの場合…安全運転管理者認定申請書 2 運転記録証明書(1箇月以内に発行されたもの) 3 住民票の写し、個人番号カード(表面)の写し又は 運転免許証(両面)の写し					
《記載上の注意》 1 ※印欄は、警察署において記入すること。 2 安全運転管理者を解任後直ちに他の者を安全運転管理者に選任したときは、前安全 運転管理者欄に記入することにより解任届を兼ねることとする。 3 届出事項変更の際は、変更した①又は③の欄を記載の上、⑥の欄に当該変更前の 届出事項を記載すること。(ただし、使用車両の台数変更については、副安全運転管理 者の選任又は解任を伴う場合に届けること。)					

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第13号を次のように改める。

様式第13号 (第18条、第23条関係)

※管理番号	警察署	副安管	安	管	部会				
-------	-----	-----	---	---	----	--	--	--	--

副安全運転管理者に関する届出書

年 月 日

富山県公安委員会 殿

① 届出者の氏名
又は法人の名称
及び代表者の氏名

安全運転管理者を ☐ 選任、☐ 解任 } したので

届出事項 (☐ ① ☐ ③) を変更 住 所

(電話番号 - -)

お届けします。

② 副安全 運転 管理者	選任年月日	年 月 日	資 格 要 件	☐ ア 運転の管理経験1年以上 ☐ イ 運転の経験期間3年以上 ☐ ウ 公安委員会の認定											
	フリガナ				(注) 年齢20歳以上の者。										
	氏名														
	生年月日(年齢)	年 月 日 (歳)			運転免許の有無	☐ ア 有 ☐ イ 無									
	職務上の地位				勤務態様	☐ ア 日勤 ☐ イ 隔日 ☐ ウ 他 ()									

③ 自 動 車 の 使 用 の 本 拠	事業所の名称										他副安全運転 管理者の有無					☐ ア 有 (人) ☐ イ 無							
	事業所の所在地										電話番号 F A X												
	業 種 別										☐ ア 官 公 署 ☐ イ 公社公団等 ☐ ウ 農 業 ☐ エ 林 業 ☐ オ 漁 業 ☐ カ 鉱 業 ☐ キ 建 設 業 ☐ ク 製 造 業 ☐ ケ 卸・小売業 ☐ コ 不動産業 ☐ サ 金融・保険業 ☐ シ 運 輸 業 ☐ ス 電気・ガス業 ☐ セ 通 信 業 ☐ ソ サービス業 ☐ タ その他												
	使用 車 両	自動車 の 種 類	乗				用				貨				物				大 特	小 特	大 二	普 二	計
		台 数	大 型	中 型	準中型	普 通	軽	大 型	中 型	準中型	普 通	軽	大 型	中 型	準中型	普 通	軽						
	運 転 者 数	免許の種類	大 型		中 型		準中型		普 通		大 特		小 特		大 二		普 二		計				
人 員		一 種	二 種	一 種	二 種	準中型	普 通	一 種	二 種	一 種	二 種	小 特	大 二	普 二	計								

④ 前副安全 運転管理者	解任年月日	年 月 日	氏 名										
	解任事由	☐ ア 死亡 ☐ イ 退職 ☐ ウ 転任 ☐ エ 解任命令 ☐ オ その他 ()											

⑤ 副安全 運転 歴	勤 務 期 間	勤 務 所 名	職 名	⑥ 変 更 前
	・ から ・ まで			
	・ から ・ まで			
	・ から ・ まで			

備 考	
-----	--

◎本書(2通)のほか、次に掲げる書類各1通を添付する。

1 資格要件がアの場合…自動車の運転管理経歴書
ウの場合…副安全運転管理者認定申請書

2 運転記録証明書(1箇月以内に発行されたもの)

3 住民票の写し、運転免許証(両面)の写し又はマイナ免許証に記載された運転免許に関する電磁的記録情報を確認できる書面

《記載上の注意》

1 ※印欄は、警察署において記入すること。

2 副安全運転管理者を解任後直ちに他の者を副安全運転管理者に選任したときは、前副安全運転管理者欄に記入することにより解任届を兼ねることとする。

3 届出事項の変更の際は、変更した①又は③の欄を記載の上、⑥の欄に当該変更前の届出事項を記載すること。(ただし、使用車両の台数変更については、副安全運転管理者の選任又は解任を伴う場合に届け出ること。)

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第16号を次のように改める。

様式第16号 削除

様式第17号を次のように改める。

様式第17号 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

富山県告示第335号

特定第2号漁業者に係る共済契約締結申込みの同意について

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出のあった次の共済契約の締結の申込みに係る特定第 2 号漁業者の同意については、法第 108条第 2 項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 4 項の規定により公示する。

令和7年8月18日

富山県知事 新 田 八 朗

法第 105条第 1 項第 2 号ロの規定により定める 区域及び区分		発 起 人	届 出 年 月 日
区 域	区 分		
漁業災害補償法の規定による一定の水域又は区域について （昭和49年富山県告示第1147号。以下「告示」という。）の2の表の滑川区域 〔滑川漁業協同組合の地区〕	ぶり定置漁業、ほたるいか定置漁業又は主として刺網を使用して営む漁業	滑川春網定置漁業組合 組合長 村上 憲 蛭川 久男	令和7年7月16日

富山県告示第336号

富山海区における区画漁業の漁場計画の変更について

漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第8項において準用する同条第6項の規定に基づき、富山海区漁場計画の一部を変更したので、その内容、漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第24条に定める事項、漁業の免許予定日及び申請期間について公示する。

令和7年8月18日

富山県知事 新 田 八 朗

第1 富山海区漁場計画

富山海区における区画漁業の漁場計画の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これに加える。

改 正 後		改 正 前
第12次区画漁業権の漁場計画 区第1号～第23号 (略)		第12次区画漁業権の漁場計画 区第1号～第23号 (略) (新設)
1 公 示 番 号	区第24号	
(1) 漁業種類	第1種 区画漁業	
(2) 漁業の名称	藻類養殖業	
2 漁業の時期	1月1日から12月31日まで	
免 許 存続期間	免許の日から令和10年8月31日まで	
(5) 漁場の位置	富山県下新川郡朝日町地先	
の 内 容	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ 4直線によって 囲まれた区域	
	ア 北緯36度59分01.8秒 東経137度36分22.2秒	
	イ 北緯36度58分51.6秒 東経137度36分24.6秒	
	ウ 北緯36度58分49.8秒 東経137度36分16.2秒	
	エ 北緯36度59分00.0秒 東経137度36分15.0秒	
3 制限又は条件	なし	
4 個別漁業権又は団体漁業権の別 (団体漁業権であれば関係地区)	団体漁業権 富山県下新川郡朝日町境	

(新設)	
区第 25 号	
第 1 種 区画漁業	
かき垂下式養殖業	
1 月 1 日から 12 月 31 日まで	
免許の日から令和 10 年 8 月 31 日まで	
富山県魚津市地先	
次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結ぶ 8 直線によって囲まれた区域	
ア 北緯 36 度 50 分 57.7 秒 東経 137 度 24 分 39.6 秒 (測量標第 22－2 号から第 146 号の見透線を基準として 137 度 37 分 118 メートルの点)	
イ 北緯 36 度 50 分 57.6 秒 東経 137 度 24 分 40.7 秒 (同 150 度 07 分 110 メートルの点)	
ウ 北緯 36 度 50 分 54.3 秒 東経 137 度 24 分 40.0 秒 (同 83 度 49 分 29 メートルの点)	
エ 北緯 36 度 50 分 51.0 秒 東経 137 度 24 分 38.8 秒 (同 6 度 28 分 111 メートルの点)	
オ 北緯 36 度 50 分 44.4 秒 東経 137 度 24 分 32.8 秒 (同 10 度 29 分 361 メートルの点)	
カ 北緯 36 度 50 分 45.3 秒 東経 137 度 24 分 31.3 秒 (同 17 度 35 分 361 メートルの点)	
キ 北緯 36 度 50 分 51.5 秒 東経 137 度 24 分 37.7 秒 (同 23 度 32 分 114 メートルの点)	
ク 北緯 36 度 50 分 54.5 秒 東経 137 度 24 分 38.9 秒 (同 79 度 15 分 55 メートルの点)	
なし	

団体漁業権 富山県黒部市石田（二級河川黒瀬川以東を除く。） 富山県魚津市経田西町、経田中町、東町、岡経田、仏田及び北中	(新設)
区第26号	
第1種 区画漁業	
かき垂下式養殖業	
1月1日から12月31日まで	
免許の日から令和10年8月31日まで	
富山県魚津市地先	
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度50分05.6秒 東経137度23分47.2秒 (測量標第149-2号から第150-2号の見透線を基準として 74度30分 226メートルの点) イ 北緯36度50分04.1秒 東経137度23分49.9秒 (同57度53分 166メートルの点) ウ 北緯36度50分01.3秒 東経137度23分47.9秒 (同41度23分 246メートルの点) エ 北緯36度50分02.8秒 東経137度23分44.6秒 (同57度34分 302メートルの点)	
なし	
団体漁業権 富山県魚津市（経田西町、経田中町、東町、岡経田、岡経田西町、仏田、青島、北中、北鬼江、本新及び村木を除く。）	

5 変更後の富山海区漁場計画の区第24号、区第25号及び区第26号に係る免許予定日

令和7年11月18日

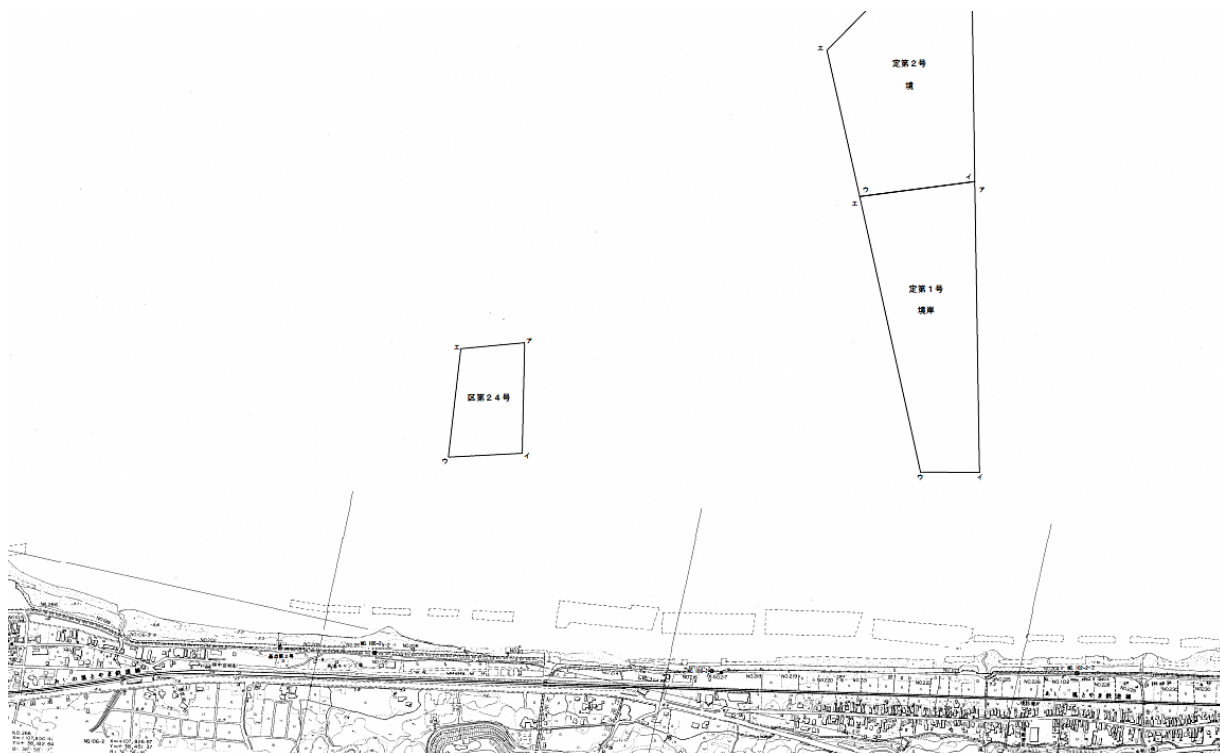
6 5に係る免許申請期間

令和7年9月1日から同年9月30日まで

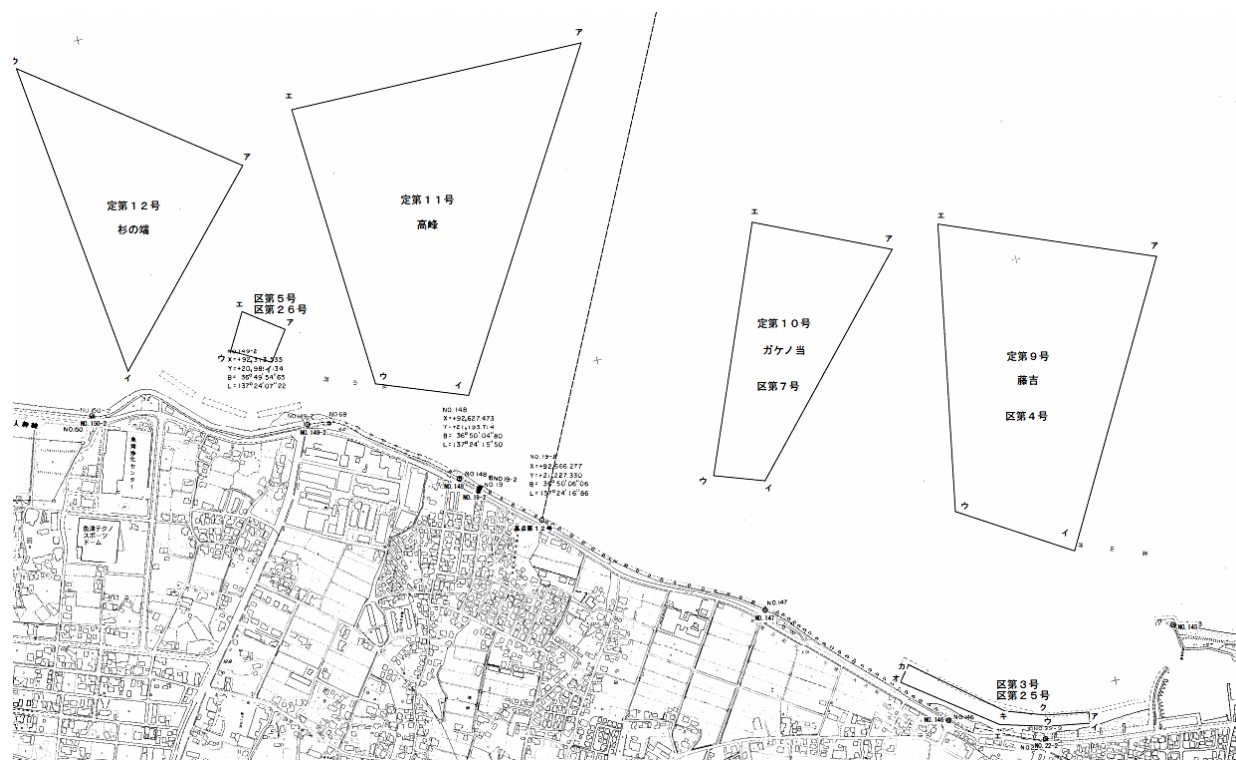
第2 富山海区漁業調整委員会の意見の概要及び意見の処理の結果

異議なしとの答申があったため、案のとおりに変更

第3 漁場図



区第24号



区第25号及び区第26号

規 程

富山県公安委員会の事務の専決に関する規程の一部を改正する規程を次のように定め、公布する。

令和 7 年 8 月 18 日

富山県公安委員会委員長 川 端 雅 彦

富山県公安委員会規程第 3 号

富山県公安委員会の事務の専決に関する規程の一部を改正する規程

富山県公安委員会の事務の専決に関する規程（昭和 61 年富山県公安委員会規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表富山県道路交通法施行細則（昭和 47 年富山県公安委員会規則第 2 号）の項中、第 11 号を削り、第 12 号を第 11 号とし、第 13 号から第 31 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

物品等の売却に係る一般競争入札の実施

物品等の売却について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和 7 年 8 月 18 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

(1) 売却物品等の名称及び数量

乗用自動車 富山 500 と 4795 1 台

(2) 売却物品等の機能、性能等

入札説明書による。

(3) 引渡期限

令和 7 年 10 月 20 日

(4) 引渡場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第 3 項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) この公告に示した売却の条件及び義務を確実に履行し得る者であること。

3 競争入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の入札参加申込書を当該入札参加申込書の提出期限までに、4 の(1)の機関へ直接持参するか又は郵便（4 の(3)の提出期限までに必着とすること。）により提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。競争入札参加資格の確認を受けない者は入札に参加することができない。

4 入札参加申込書の提出場所等

- (1) 入札参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒 930－8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県出納局総務会計課用度管理係

電話 076－444－3423、3424（直通）

- (2) 入札説明書の交付方法

令和7年8月18日から令和7年8月28日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第 178号)に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

- (3) 入札参加申込書の提出期限

令和7年9月4日（木） 午後5時15分

5 入札書の提出方法

直接持参する方法とする。

6 入札及び開札の日時、場所等

- (1) 入札及び開札日時

令和 7 年 9 月 11 日（木） 午前 10 時 00 分

- (2) 入札及び開札場所 〒930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号
富山県庁入札室(本館 1 階)

- (3) 開札は入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。

7 入札保証金に関する事項

入札説明書による。

8 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

9 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

10 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額とするので、消費税及び地方消費税を含めた総額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）で記載すること。

11 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札したものを落札者とする。
(2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
(3) 入札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

12 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) その他詳細は、入札説明書による。

物品等の売却に係る一般競争入札の実施

物品等の売却について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和 7 年 8 月 18 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

- (1) 売却物品等の名称及び数量
乗用自動車 富山500み6197 1 台
- (2) 売却物品等の機能、性能等
入札説明書による。
- (3) 引渡期限
令和 7 年10月20日
- (4) 引渡場所
入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第 3 項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) この公告に示した売却の条件及び義務を確実に履行し得る者であること。

3 競争入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の入札参加申込書を当該入札参加申込書の提出期限までに、4 の(1)の機関へ直接持参するか又は郵便（4 の(3)の提出期限までに必着とすること。）により提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。競争入札参加資格の確認を受けない者は入札に参加することができない。

4 入札参加申込書の提出場所等

- (1) 入札参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒 930－8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県出納局総務会計課用度管理係

電話 076－444－3423、3424（直通）

- (2) 入札説明書の交付方法

令和 7 年 8 月 18 日から令和 7 年 8 月 28 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日を除く。）の午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時 15 分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

- (3) 入札参加申込書の提出期限

令和 7 年 9 月 4 日（木） 午後 5 時 15 分

5 入札書の提出方法

直接持参する方法とする。

6 入札及び開札の日時、場所等

- (1) 入札及び開札日時

令和 7 年 9 月 11 日（木） 午前 11 時 00 分

- (2) 入札及び開札場所 〒930－8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県庁入札室(本館 1 階)

- (3) 開札は入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。

7 入札保証金に関する事項

入札説明書による。

8 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

9 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者の

した入札

- (3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

10 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額とするので、消費税及び地方消費税を含めた総額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）で記載すること。

11 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札したものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 入札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

12 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) その他詳細は、入札説明書による。